

- 1 意見募集期間 令和7年1月27日(月曜日)から同年2月26日(水曜日)まで
- 2 提出のあった通数 7通
- 3 意見の総数 21件

項目	件数
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	4
水際対策	1
まん延防止	8
ワクチン	2
都民生活及び都民経済の安定の確保	2
その他	4
合計	21

※1通で複数の意見の提出があるため、「2 提出のあった通数」と「3 意見の総数」は一致しません。

【取りまとめの考え方】

- ・御意見の概要を掲載させていただくため、御意見は要約をしています。
- ・同様の趣旨と考えられる御意見については、まとめて記載しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
正確な情報の提供・共有に関する御意見	
・毎日定時に、感染症の解説情報を、区市町村別の感染者数の推移や総感染者数、主な集団感染の状況等とともに公表してほしい。新規感染者の発表は、ニュースの時間に合わせて報道機関に配信したほうが良い。 ・都道府県・区市町村の業務をデジタル化し、国内で多数の感染者が出ることを想定した備えを進めるとともに、重複計上や計上漏れを防止し、正確な感染者数を発表してほしい。	感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、都民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、都は、都民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する都民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう、正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有します。 また、平時から、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行います。
個人情報やプライバシー保護に関する御意見	
・区市町村のHPに掲載する感染者の行動歴は、疫学調査の結果に忠実に、ただしプライバシー保護の観点から住所に番地や小さなマンションは表記せず、一定期間が経過し二次感染の恐れがなくなったと認められた場合は削除するということを盛り込むべき。	国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行うこととしています。 都は、国から示される公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。
偽・誤情報等に関する御意見	
・偽情報による混乱を防ぐためにも、テレビや政府・自治体のHPから最新の正しい情報を入手するように呼び掛けるとともに、政府・自治体もファクトチェックを掲載して立場を表明してほしい。	都は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、都民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。
第5章 水際対策	
帰国者対応に関する御意見	
・空港から専用のバス・タクシー、特急や新幹線の貸し切りを活用し、海外からの帰国者が安全に移動できる手段を検討してほしい。	在外邦人支援として、国は、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応を行うこととしています。 都は、国が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施します。

御意見の概要	御意見に対する考え方
第6章 まん延防止	
まん延防止対策に係る情報発信に関する御意見	
・外出自粛要請や緊急事態措置により、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行うに当たっては、シンボリックで分かりやすい発令行為を行って欲しい。	まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける都民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。 コロナ禍においては、国から発出された「緊急事態宣言」の下、1都3県が緊急事態措置を講じた際に、都は、「いのちを守るSTAY HOME週間」として、大型連休に他県とも協力して広報を展開しました。 新たな行動計画では、新型インフルエンザ等対策に対する都民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動を取っていただけるよう、迅速に分かりやすく正確な情報を提供・共有することを記載しています。
・行動制限レベルは、医療提供体制をもとにして、区市町村別に弾力的な対応をしてほしい。その際、時期に応じて、自治体や事業所、住民がとるべき対応をわかりやすく示してほしい。	有事には、国が定める基本的対処方針に基づき、都は、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關して的確な判断と対応を行います。 また、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直された際、都民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。 なお、第6章まん延防止にて、時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方を記載しています。
・新型コロナの発災した反省を踏まえ、新型コロナの教訓を生かし、行動制限にあたっては、都内全域の店舗の時間短縮営業、企業・中小企業への協力金の実施、新型インフルエンザが発生した場合は直ちに、SNSサイトに発信するとともに、各鉄道、近隣県の協力を呼びかけを行うことが適切であり、さらには行動制限がかからないような工夫を行い、新型インフルエンザについて、理解を深める必要がある。	都は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命及び健康を保護するためには都民一人一人の感染対策への協力が重要であること等について理解促進を図ります。
まん延防止対策に係る積極的疫学調査等に関する御意見	
・検査体制に係る区市町村別の情報を早い段階から公表し、安全安心につなげてほしい。また、感染者が事業所や学校に通っている場合は、在籍する事業所や学校の職員や児童生徒を全数検査し、安全安心の確保やそこからのまん延防止につなげてほしい。また、感染者が不特定多数の人が使用する施設を利用した場合や音楽・演劇・スポーツイベントに来ていた場合は、必要に応じてその施設やイベントの名前を公表し、体調不良がでた場合に検査するように告知してほしい。さらに、一定の密集空間に居合わせた人の全数検査を徹底してほしい。 ・虚偽の事柄を述べた場合やそれによってまん延した場合の罰則も検討してほしい。	都は、国から検査実施の方針が示された際には、国の方針を踏まえ、都内における検査実施方針を整理し、有事に備えます。 また、都及び保健所設置区市は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。 さらに、封じ込めを念頭に対応する時期においては、都は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、都民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記取組等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により対策を講じます。 なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第81条において、同法第15条(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)第8項の規定による命令を受けた者が、同条第1項等の規定による積極的疫学調査につき正当な理由がなく答弁をしない又は虚偽の答弁をする等の場合について、罰則(過料)が設けられています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
各施設におけるまん延防止対策に関する御意見 ・施設の利用制限や停止については、食品衛生法の罰則を参考に、要請に違反した施設は「是正命令」及び「使用禁止命令」を出し、さらに違反した場合は罰金という風にして、実効性を高めてほしい。病院や高齢者施設は、警戒情報の段階で面会を制限し、院内・施設内でのまん延防止に万全を期すようにしてほしい。	有事には、都は、国が定める基本的対処方針に基づき、まん延防止対策の効果及び影響を総合的に勘案し、適切に対処します。 必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行います。 また、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。 なお都は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、その必要性や該当性等の検討を踏まえ、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命じます。当該命令に違反した場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第80条第1号及び第79条の規定に基づき過料が科されることがあり得ます。
第7章 ワクチン	
ワクチンの研究開発に関する御意見 ・速やかに新型インフルエンザに対するワクチンの開発ができるように努めるべき。	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、政府一体となって、ワクチンの迅速な開発及び供給を可能にする体制の構築のために必要となる施策を実施し、新型インフルエンザ等のワクチンの研究開発を促進することとしています。 都においても、平時から、大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発を支援します。
ワクチンの安全性の正確な情報提供・共有に関する御意見 ・ワクチンの安全性について、正確な情報の提供・共有をするべき。	国は、ワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図ることとしています。 都は、都民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、都民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。
第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保	
社会経済活動の安定に関する御意見 ・感染者や接触者の投票権や受験機会を確保するため、投票日当日も使える専用の投票所や、受験当日に使える専用の受験会場を設置してほしい。 ・「平時」扱いの時期であろうと、基本的感染対策の継続を呼びかけ、公務・公共機関従事者が率先して感染対策を行うような案を盛り込むべき。具体的には、官公庁や学校、公共交通機関等の公共の場において、換気・空気清浄・マスク着用等を日常的に行うとともに、テレワークやオンライン授業、非対面での行政サービス等を日常的に選択できるようにしてほしい。	新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、都民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、都民生活及び都民経済の安定の確保に努めます。 都、区市町村、学校等は、平時から都民に対して、東京都医師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図ります。 また、公共交通機関については、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定されます。都は、その運行に当たっての留意点等について、国等による調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知します。 さらに、都は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨します。

御意見の概要	御意見に対する考え方
その他	
対策の切替えに関する御意見	
・感染者の療養期間は、科学的根拠に基づいて柔軟に見直せることができるようにするとともに、接触者の隔離期間も、科学的かつ合理的な範囲で縮小・撤廃ができるようにしてほしい。	国は、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとしています。 都においても、状況の変化に基づき、柔軟かつ機動的な対策の切替えを行います。
基本的な感染対策に関する御意見	
・第2部第6章について、マスク着用と咳エチケットが併記されていない箇所があるので、「マスク着用」を記載してほしい。	第1部第2章「対策の目的等」や第2部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」では、基本的な感染対策として「換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等」と記載しているため、当該箇所へも追記しました。
・小学生にマスク着用の指導ができるよう「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画素案」に記載してほしい。	都立学校に対しては、国等の通知に基づき、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、周知します。また、国等の通知に基づき、区市町村立学校や私立学校へ学校における必要な感染対策について周知します。